

Zoff

INTERMESTIC INC.

第32回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 | 2025年3月27日 (木曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時30分)

開催場所 | ザ ストリングス 表参道
地下1階 イーストスイート
東京都港区北青山三丁目6番8号

決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件

株式会社インターメスティック
証券コード：262A

証券コード262A
2025年3月12日
(電子提供措置の開始日2025年3月5日)

株主各位

東京都港区北青山三丁目6番1号
株式会社インターメスティック
代表取締役社長 上野 博史

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第32回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.zoff.com/ir/stock-docs/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所
ウェブサイト[https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?
Show=Show](https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席できない場合は、電磁的方法（インターネット等）又は書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月26日（水曜日）午後7時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 記

1. 日 時 2025年3月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都港区北青山三丁目6番8号
ザ ストリングス表参道 地下1階イーストスイート

報告事項 1. 第32期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
3. 目的事項 2. 第32期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件

4. その他招集中にあたっての決定事項

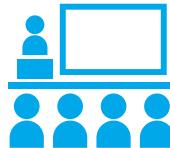
- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- (2) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求された株主様へご送付する書面（交付書面）には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」及び「7. 会社の支配に関する基本方針」
 - ② 連結計算書類の連結注記表
 - ③ 計算書類の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表
- (4) 議決権の代理行使の制限等について
上記会場へのご入場は、株主の方のみとなります。代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名に委任することができます。この場合は、会場受付に「ご本人の議決権行使書用紙」とともに、「代理権を証明できる書面」のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎株主総会におけるお土産のご用意はございません。予めご了承ください。
 - ◎「株主総会決議ご通知」の発送は行っておりません。本株主総会の結果は、前記の当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2025年3月27日(木曜日)午前10時(受付開始:午前9時30分)

株主総会にご出席されない場合

■書面(郵送)による議決権行使



行使期限

2025年3月26日(水曜日)午後7時到着分まで

■インターネット等による議決権行使

インターネットにより議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、行使期限までに議決権行使ください。

お手続きの詳細につきましては、「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。



行使期限

2025年3月26日(水曜日)午後7時まで

●書面とインターネット等により、重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。

●インターネット等により複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

○議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

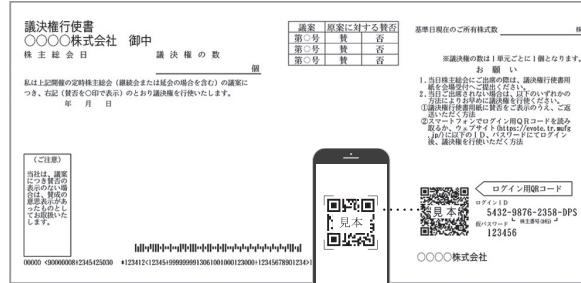
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使について

QRコードを読み取る方法

「ログインID」及び「仮パスワード」を入力することなく議決権行使が可能です。

- 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は(株)デンソーウエーブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力 「ログイン」をクリック

- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイトについて

- 毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱を休止します。
- インターネットご利用環境、ご加入のサービス及びご使用の機種によっては、ご利用できない場合があります。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。
- ご不明な点等がございましたら下記へお問合せください。

- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027 (フリーダイヤル)
受付時間 午前9時～午後9時

事前質問の受付について

本株主総会の目的事項に関するご質問を、以下の事前質問受付フォームよりお受けいたします。

- | | |
|---------|------------------------------------------------------|
| 1. 受付期間 | 2025年3月24日（月）午後7時まで |
| 2. 受付方法 | 下記ウェブサイトへアクセスいただき、入力フォームより質問内容をご入力いただきますようお願い申しあげます。 |

事前質問受付フォームの掲載先

<https://www.zoff.com/ir/stock-docs/>

3. その他留意事項

- ・ご質問は、本株主総会に上程します報告事項、決議事項に関する内容及び当社の事業全般に関する内容についてお受けいたします。
- ・株主様ご本人以外の方からのご質問はお受けいたしかねます。
- ・いただきましたご質問のうち株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、総会当日の質疑応答の際又は後日、当社ウェブサイト上にてご回答させていただく予定です。
- ・いただきましたご質問全てに必ず回答することをお約束するものではありません。
また、個別の対応はいたしかねますので、予めご了承ください。

株主優待について

株主の皆様の日ごろのご支援にお応えするとともに、当社商品及び当社事業へのご理解をより一層深めていただくことを目的として、下記の内容を株主優待としてご用意しております。

1. 株主優待の内容

当社展示会「TOKYO SHOWCASE 2025 SS “EYE LOVE SUNGLASSES”」へのご招待

2. 対象となる株主様

2024年12月31日時点で当社株式を1単元（100株）以上保有されている株主の方、100名様をご招待

3. 商品展示会に関するご案内／お申込み方法

「TOKYO SHOWCASE 2025 SS “EYE LOVE SUNGLASSES”」

- ・日 時：2025年4月12日（土）12:00～17:00
- ・場 所：東京都港区北青山3-6-1 オーク表参道6F（当社本社／株主総会会場隣）
- ・内 容：PB・コラボ新商品の展示・体験、フォトスポットの設置、お土産配布
(※) サングラス1本をお選びいただき、後日郵送させていただきます。
- ・お申込み方法及び申込期限：<https://forms.gle/JRHZfocbk9w4tLNg9>
＜お申込み期限＞ 3月27日（木）受付分まで
- ・その他：お申込者数が100名を超えた場合は、事前の抽選制とさせていただきます。



業績ハイライト

第32期（2024年12月期）実績

売上高

44,845百万円
(前期比+12.5%)

営業利益

5,012百万円
(前期比+43.3%)

親会社株主に帰属する当期純利益

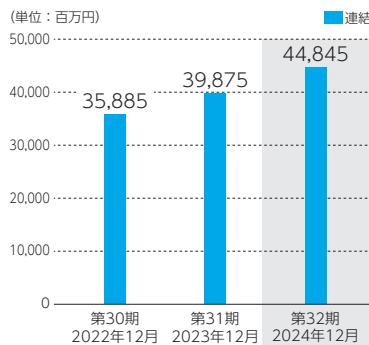
3,515百万円
(前期比+37.2%)

店舗数

307店舗
(前期末比+13店舗)

業績推移

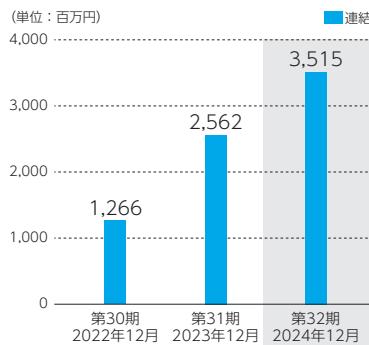
売上高



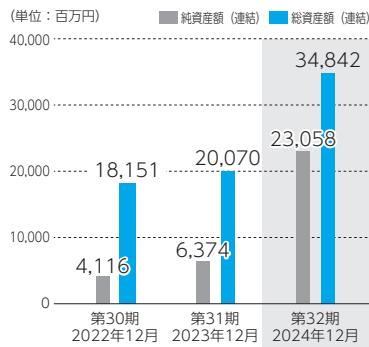
営業利益



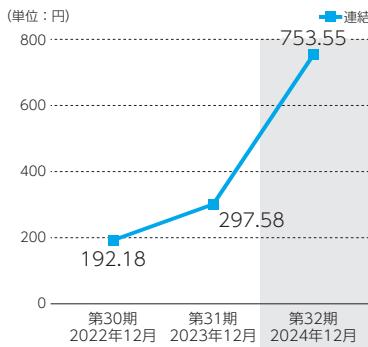
親会社株主に帰属する当期純利益



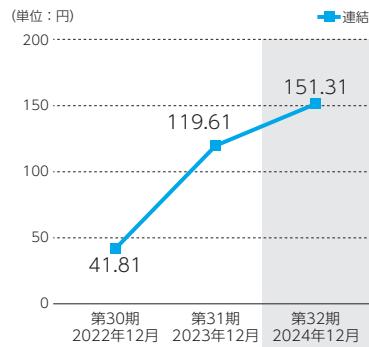
純資産額／総資産額



1株当たり純資産額



1株当たり当期純利益



当社は2024年4月23日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っておりますが、第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な施策として位置づけ、経営基盤の強化並びに堅固な財務体質の構築を目指しており、剰余金の配当に關しましては、長期的な視野に立ち、安定的かつ継続的な配当を行っていくことを基本方針としております。

上記の方針に基づき、当期の剰余金の期末配当につきましては、当期の業績や配当性向、経営環境等を総合的に勘案した結果、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円20銭

総額 金1,230,120,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月28日（金曜日）

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営監督機能の強化及び機動的な意思決定が行えるよう取締役2名を減員し、取締役6名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	うえの 上野 博史	再任	代表取締役社長
2	うえの 上野 照博	再任	取締役会長
3	かがわ 香川 雅哉	再任	取締役 商品・マーケティング戦略本部、 制作本部、EC事業部 管掌
4	えんどう 遠藤 和宏	再任 社外 独立	社外取締役
5	はせがわ 長谷川 仁	再任 社外 独立	社外取締役
6	みすの 御簾納 美紀	再任 社外 独立	社外取締役

再任 =再任取締役候補者 **社外** =社外取締役候補者 **独立** =独立役員候補者

※香川雅哉氏は、前年の定時株主総会（2024年3月26日開催）において新たに選任されましたので、取締役会への出席回数が異なります。

候補者番号

1

うえ の ひろ し
上 野 博 史

再任 男性

生年月日

(1973年12月30日)

所有する当社株式数 3,279,900株

取締役在任期間 23年11ヵ月

(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況 26回/26回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年7月 有限会社ルイ・ボストン（現 株式会社ルイ・ボストン）取締役（現任）
 2000年8月 株式会社ピクト入社
 2001年2月 株式会社電通テック入社
 2001年4月 当社取締役
 2009年1月 株式会社ゾフ取締役
 2012年3月 当社専務取締役
 2014年10月 佐芙（上海）商貿有限公司董事長
 2016年10月 ZOFF I SINGAPORE PTE.LTD. Director
 INTERMESTIC HONG KONG LIMITED Director
 2020年11月 当社代表取締役社長（現任）
 株式会社ゾフ代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

現在、当社及び株式会社ゾフの業務執行の最高責任者である代表取締役を務めております。企業経営及び当社グループの事業全般における豊富な実務経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

うえ の てる ひろ
上 野 照 博

再任 男性

生年月日

(1940年12月25日)

所有する当社株式数 500,000株

取締役在任期間 23年11ヵ月

(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況 26回/26回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1963年4月 ニシキ株式会社入社
 1968年4月 上野衣料株式会社入社
 1989年2月 株式会社ポロクラブジャパン代表取締役
 1993年3月 株式会社ガリレオクラブ（現株式会社ゾフ）代表取締役
 1993年5月 当社監査役
 2001年4月 当社代表取締役社長
 2012年3月 当社代表取締役会長
 2012年10月 株式会社ルイ・ボストン代表取締役（現任）
 2014年10月 株式会社ゾフ代表取締役会長
 2017年6月 株式会社オンザヒル取締役
 2020年3月 当社取締役会長（現任）
 2022年3月 株式会社ゾフ取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

当社の創業者として、長年にわたり当社の代表取締役を務め、経営の舵取りを行い現在の当社グループを成長させてきた高い実績を有しております。強いリーダーシップと企業経営に関する豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

か がわ まさ や
香 川 雅哉
再任 男性

生年月日

(1968年2月11日)

所有する当社株式数

0 株

取締役在任期間

1 年

(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況 19回/19回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月	東光商事株式会社入社
2007年 7月	株式会社ファーストストライリング執行役員
2011年 2月	杰克沃克（上海）服飾有限公司 副総經理
2013年 5月	当社入社
2015年 3月	当社執行役員
2017年 2月	株式会社アダストリア執行役員
2018年 5月	ジェネラル株式会社取締役
2018年 9月	同社代表取締役
2019年 9月	株式会社パル執行役員
2022年 4月	当社入社
2023年 3月	株式会社ゾフ執行役員ゾフ事業責任者COO
2023年 5月	同社取締役COO (現任)
2024年 3月	当社取締役
2024年 9月	当社取締役 商品・マーケティング戦略本部、制作本部、EC事業部 管掌 (現任)

取締役候補者とした理由

長年にわたり小売業界において事業部門における要職を歴任し、現在では当社の取締役かつゾフ事業の事業責任者として事業を統括する立場にあり、小売業界における豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 4月	兼松株式会社入社
2008年12月	弁護士登録 桶口法律事務所入所
2012年 2月	遠和総合法律事務所設立 (代表弁護士)
2017年 1月	公智法律事務所設立 (代表パートナー弁護士) (現任)
2018年 1月	株式会社ノース・リバー監査役 (現任)
2018年 4月	株式会社キンライサー監査役
2022年 2月	株式会社ジャパン・カレント監査役 (現任)
2022年 3月	当社社外取締役 (現任)
2022年10月	藤田医科大学客員教授 (現任)
2022年11月	株式会社Art Republic 監査役 (現任)
2023年 4月	エンジン01文化戦略会議 監査役 (現任)
2024年 3月	株式会社秋元康事務所 監査役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

遠藤和宏氏は、弁護士として複数の企業での監査役を歴任しており、経営全般や企業法務・ガバナンスに関する豊富な経験や知見を有しております。取締役会においても、経営全般や法務の専門的見地から積極的な意見・提言をいただいていることから、当社のコーポレートガバナンスの強化及び企業価値の向上に寄与していただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

生年月日

(1970年5月7日)

所有する当社株式数

0 株

社外取締役在任期間

3 年

(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況

26回/26回 (100%)

候補者番号 5

はせがわ 仁
長谷川 仁再任 男性
社外 独立

生年月日

(1960年7月1日)

所有する当社株式数 0株
社外取締役在任期間 2年8カ月
(本株主総会終結時)
取締役会への出席状況 26回/26回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 株式会社CBSソニーグループ入社
 2015年4月 株式会社ソニー・クリエイティッププロダクツ代表取締役
 2021年4月 同社取締役
 2021年7月 同社シニアアドバイザー（現任）
 株式会社TBSテレビ アドバイザー（現任）
 2022年7月 当社社外取締役（現任）
 2023年3月 株式会社ゾフ取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長谷川仁氏は、長年にわたりエンターテイメント業界で要職を務め、経営全般の知見及び国内外のライセンス事業における幅広い見識・経験を有しております。取締役会においても、経営全般やコンテンツビジネスに係る専門的見地からの積極的な意見・提言をいただいていることから、当社の商品価値の強化及び企業価値の向上に寄与していただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 6

みすの 美紀
御簾納 美紀再任 女性
社外 独立生年月日
(1975年10月22日)
所有する当社株式数 0株
社外取締役在任期間 2年
(本株主総会終結時)
取締役会への出席状況 22回/26回 (84%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年4月 株式会社日本旅行入社
 2001年4月 株式会社日本旅行・アメリカンエキスプレス出向
 2002年4月 アメリカン・エキスプレス・インターナショナル,Inc.入社
 2014年7月 同社法人事業部門 営業本部長
 2019年1月 同社法人事業部門 副社長
 2023年3月 当社社外取締役（現任）
 2024年1月 アメリカン・エキスプレス・インターナショナル,Inc.
加盟店事業部門 副社長（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

御簾納美紀氏は、長年にわたり外資系企業において営業、マーケティングに関する要職を歴任しており、経営全般、営業・マーケティングに関する豊富な知見を有しております。取締役会においても経営全般や営業・マーケティングの専門的見地から積極的な意見・提言をいただいていることから、当社の営業・マーケティングの強化及び企業価値の向上に寄与していただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 遠藤和宏氏、長谷川仁氏及び御簾納美紀氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、遠藤和宏氏、長谷川仁氏及び御簾納美紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出でております。各氏が再任された場合、引き続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、遠藤和宏氏、長谷川仁氏及び御簾納美紀氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は、社外取締役がその任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うことにつき善意かつ重大な過失がないときは、金500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。なお、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行（不作為を含みます。）に関して、損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。本議案が原案どおり承認された場合、全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を次回更新時において同様の内容で更新する予定であります。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年1月1日～2024年12月31日）における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が収束し、経済社会活動の正常化が進む中で、景気の緩やかな回復がみられました。一方で、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞に伴う影響等、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクが懸念されております。また、物価上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があり、国内外における経済の先行きは依然不透明な状態が続いております。

このような経済環境の中、当社グループはブランド戦略“Eye Performance”を掲げ、視力矯正器具に留まらず、メガネをファッションアイテムとして、さらには人間の可能性を拡張するツールとして、新しい価値を提示し、社会や暮らしに必要とされるブランドを目指し、取り組みを進めてまいりました。

商品施策につきましては、金属を一切使用しない特殊構造メガネ「Galileo（ガリレオ）」、人気TVアニメとコラボレーションした「Zoff | 呪術廻戦」、株式会社サンリオの人気キャラクターたちと初めてコラボレーションした「Zoff | Sanrio Characters（サンリオキャラクターズ）」等、積極的な新商品の展開に取り組んでまいりました。

広告展開につきましては、ラーズ・ヌートバー選手を起用したZoff製品の魅力やラインナップの豊富さを訴求するテレビCMに続き、プロバレーボールプレーヤーの石川祐希選手、石川真佑選手を起用した新CMを全国で展開いたしました。

店舗展開につきましては、当連結会計年度末における店舗数は、国内307店舗(全て子会社である株式会社ゾフが運営)、海外21店舗(全てフランチャイズ加盟店、香港16店舗、シンガポール5店舗)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は44,845百万円（前年同期比12.5%増）、営業利益は5,012百万円（同43.3%増）、経常利益は4,878百万円（同42.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,515百万円（同37.2%増）となりました。

(2) 資金調達等の状況

①資金調達の状況

2024年10月18日をもって東京証券取引所プライム市場に上場し、公募による自己株式の処分及び第三者割当による自己株式の処分により、総額14,065百万円の資金調達を行いました。

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は1,892百万円であり、主要なものは、新規出店や店舗の改装等に係る費用であります。

③事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

④他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

区分	第29期 (2021年12月期)	第30期 (2022年12月期)	第31期 (2023年12月期)	第32期 (2024年12月期)
売上高 (百万円)	—	35,885	39,875	44,845
経常利益 (百万円)	—	2,664	3,427	4,878
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	—	1,266	2,562	3,515
1株当たり当期純利益 (円)	—	41.81	119.61	151.31
総資産 (百万円)	—	18,151	20,070	34,842
純資産 (百万円)	—	4,116	6,374	23,058
1株当たり純資産 (円)	—	192.18	297.58	753.55

- (注) 1. 当社は、第30期より連結計算書類を作成しているため、第29期については、記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用して算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第30期の期首から適用しており、第30期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 当社は2024年4月23日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っておりますが、第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが今後対処すべき課題として認識している事項は次のとおりです。

①既存店増収率の向上

既存店の売上をさらに向上させるために、デザイン性、機能性、安全性に優れた当社独自のコンテンツ商品の開発に注力してまいります。また、コラボレーション商品や新機能商品の開発により、他社との差別化を明確にできるよう、努めてまいります。

②サングラス市場の拡大

日本ではサングラスのネガティブなイメージが先行してきたこともあり、これまでサングラス市場が大きな拡大を見せるることはありませんでした。当社は、このイメージを商品・マーケティング面からくつがえし、増加する紫外線量という社会課題に対するソリューションとして、サングラスの普及拡大に努めてまいります。

③戦略的な出店

当社として地方への出店余地は未だ多く残っていると考えており、今後も能動的かつ戦略的な新規出店を行ってまいります。今後は、都心部に加え地方のショッピングセンターや駅ビルにも出店を拡大し、店舗数の堅調な拡大を目指してまいります。

④DX化・EC事業の加速

今後、労働人口の減少が見受けられる中で、店舗・本社のあらゆる業務でデジタル技術を活用することで、単調な作業を減らし生産的な仕事に注力できるようにしてまいります。

EC戦略では、自社ECの認知度や機能向上に継続的に投資するとともに、コラボレーション商品の拡充等により、購買客数と購買回数の増加を目指してまいります。

⑤店舗運営の効率化

店舗運営効率化のために、セルフ検眼機や発券機、レンズの新型加工機の導入を積極的に行うとともに、パート・アルバイトの活用やオペレーションマニュアルの改善等により生産性の向上を行ってまいります。

⑥海外事業の推進

香港、シンガポールではフランチャイズ事業を展開し、フランチャイジーによる積極的な店舗開発支援を推進するほか、第三国への進出に向けた取り組みにも注力してまいります。

⑦内部管理体制の強化

各種業務の標準化と効率化によって事業基盤を確立させることが重要な課題であると認識しております。そのため、適切かつ効率的な業務運営を遂行するために業務フローやコンプライアンス等を周知徹底し、内部管理体制の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

当社グループは、眼鏡及び眼鏡小物の企画製造、フランチャイズシステムによる加盟店に対しての店舗運営指導並びに眼鏡及び眼鏡小物の卸売を行っております。

(6) 主要な営業所及び従業員の状況 (2024年12月31日現在)

①主要な営業所

本社：東京都港区北青山3-6-1

【国内事業】

地域別直営店舗数

地域名	店舗数	地域名	店舗数
北海道	6	近畿	56
東北	8	中国・四国	19
関東	150	九州・沖縄	29
北陸・甲信越・東海	39	合計	307

【海外事業】

子会社名	所在地
INTERMESTIC SINGAPORE PTE. LTD.	143 CECIL STREET #11-02 GB BUILDING SINGAPORE
INTERMESTIC HONG KONG LIMITED	Room1,005,10/F.,Tower2,Silvercord, 30CantonRoad,TsimShaTsui,Kowloon, Hong Kong

②従業員の状況 (2024年12月31日現在)

【企業集団の従業員の状況】

従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
1,824 (1,261)	30 (281) 増

- (注) 1. 従業員数は就業員数であります。
 2. 従業員数欄の【外書】は、臨時従業員（契約社員及びアルバイト）の年間平均雇用人員数であります。
 3. 従業員数の増加の主な理由は、子会社において生産性向上を目的としてアルバイトを増員したことによるものです。

【当社の従業員の状況】

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢	平均勤続年数
155 (22)	14 (4) 増	39.9歳	7.9年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、当社子会社への出向者を含みます。
 2. 従業員数欄の【外書】は、臨時従業員（契約社員及びアルバイト）の年間平均雇用人員数であります。また、平均年齢、平均勤続年数は、就業員（正社員、契約社員）より算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ゾフ	100百万円	100.0%	眼鏡及び眼鏡小物の販売
INTERMESTIC HONG KONG LIMITED	31,652,375HKD	100.0%	眼鏡及び眼鏡小物の販売
INTERMESTIC SINGAPORE PTE.LTD.	276,210SGD	100.0%	眼鏡及び眼鏡小物の販売

- (注) 1. ZOFF I SINGAPORE PTE.LTD.は、株式を売却したため、重要な子会社から除外いたしました。
 2. INTERMESTIC SINGAPORE PTE.LTD.は、当社グループ内における子会社としての重要性が高まったため、当連結会計年度より重要な子会社に含めております。
 3. 佐芙（上海）商貿有限公司は、当連結会計年度中に清算終了したため、重要な子会社から除外いたしました。

(8) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社三井住友銀行	1,300
株式会社三菱UFJ銀行	1,150
株式会社みずほ銀行	450

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(2024年12月31日現在)

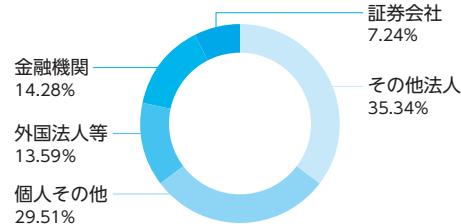
(1) 発行可能株式総数 122,400,000株

(2) 発行済株式の総数 30,600,000株

(3) 株主数 4,437名

(4) 大株主（持株比率の上位10位の大株主の状況）

所有者別株式の状況



株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社ルイ・ボストン	10,710,000	35.00
上野 剛史	3,279,900	10.71
上野 博史	3,279,900	10.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,068,000	6.75
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,377,200	4.50
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	935,029	3.05
MSIP CLIENT SECURITIES	923,700	3.01
野村證券株式会社	778,536	2.54
野村信託銀行株式会社（投信口）	559,200	1.82
上野 照博	500,000	1.63
上野 芙佐子	500,000	1.63

(注) 所有者別株式の状況の割合は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第3回新株予約権
発行決議の日	2024年4月23日
新株予約権の数	200個
保有人数	
取締役（社外取締役を除く）	2名
社外取締役	0名
監査役	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 20,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込みを要しない
新株予約権の行使価額	金664円
新株予約権の行使期間	2026年4月24日から2034年4月23日まで
新株予約権の主な行使条件	(注)

(注) 新株予約権の主な行使条件は、次のとおりです。

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社（当社が直接又は間接に発行済株式総数の50%超の株式を保有する子会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了その他の正当な理由があると当社の代表取締役（当社が取締役会設置会社である場合、当社の取締役会）が認めた場合、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内又は国外のいずれかの証券取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者は、当社の代表取締役（当社が取締役会設置会社である場合、当社の取締役会）が認めた場合、当社の普通株式が日本国内又は国外のいずれかの証券取引所に上場していなくても、他の行使条件に従い、本新株予約権を行使することができる。
- ④ 本新株予約権は、1個を分割して行使できないものとする。
- ⑤ その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称	第3回新株予約権
発行決議の日	2024年4月23日
新株予約権の数	12,518個
交付人数	
当社使用人	95名
子会社の役員及び使用人	834名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 1,251,800株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込みを要しない
新株予約権の行使価額	金664円
新株予約権の行使期間	2026年4月24日から2034年4月23日まで
新株予約権の主な行使条件	(注)

(注) 新株予約権の主な行使条件は、前記(1)の「第3回新株予約権」に関する(注)に記載のとおりとなります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上野 博史	株式会社ゾフ 代表取締役社長 株式会社ルイ・ボストン 取締役
取締役会長	上野 照博	株式会社ゾフ 取締役会長 株式会社ルイ・ボストン 代表取締役
取締役	高田 大輔	当社海外事業本部長、ITデジタル推進部、店舗開発部 管掌 株式会社ゾフ 取締役 INTERMESTIC HONG KONG LIMITED Director INTERMESTIC SINGAPORE PTE.LTD. Director
取締役	大畠 栄一	SCM本部 管掌 INTERMESTIC HONG KONG LIMITED Director INTERMESTIC SINGAPORE PTE.LTD. Director
取締役	香川 雅哉	商品・マーケティング戦略本部、制作本部、EC事業部 管掌 株式会社ゾフ 取締役COO
社外取締役	遠藤 和宏	公智法律事務所 代表パートナー弁護士 株式会社ノース・リバー 監査役 株式会社ジャパン・カレント 監査役 藤田医科大学 客員教授 株式会社Art Republic 監査役 エンジン01文化戦略会議 監査役 株式会社秋元康事務所 監査役
社外取締役	長谷川 仁	株式会社ゾフ 取締役 株式会社ソニー・クリエイティブ プロダクツ シニアアドバイザー 株式会社TBSテレビ アドバイザー
社外取締役	御簾納 美紀	アメリカン・エキスプレス・インターナショナル,Inc. 加盟店事業部門 副社長
常勤監査役	甲斐 秀道	株式会社ゾフ 監査役
常勤監査役	阿部 絵美麻	宮益坂ザ・ファーム法律会計事務所 弁護士 株式会社ノエビアホールディングス 社外取締役 e-Janネットワークス株式会社 社外取締役 B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社 社外取締役 ライフネット生命保険株式会社 社外取締役(監査等委員)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
社外監査役	栗原 章	栗原公認会計士事務所 代表 ベース株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社パリューゴルフ 監査役 有限会社K2コンサルティング 代表取締役
社外監査役	小林 康恵	増田パートナーズ法律事務所 パートナー弁護士 一般財団法人日本国土開発未来研究財団 理事 SBIアラブロモ株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役遠藤和宏氏、長谷川仁氏及び御簾納美紀氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役阿部絵美麻氏、栗原章氏及び小林康恵氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役遠藤和宏氏、長谷川仁氏及び御簾納美紀氏、監査役阿部絵美麻氏、栗原章氏及び小林康恵氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出でております。
 4. 監査役甲斐秀道氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役栗原章氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
取締役	上野 芙佐子	商品戦略本部担当 株式会社ルイ・ボストン 代表取締役	2024年5月31日

- (注) 取締役上野芙佐子氏は、辞任による退任であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社を含む、過去、現在又は将来における取締役、監査役、執行役員及び従業員（職務の遂行に関して管理監督及び指揮命令を行う者に限る。）であり、その保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行（不作為を含む。）に関して、損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

①役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を指名報酬委員会による答申に基づき、当社取締役会決議にて定めております。当社の「取締役の報酬等に関する決定方針」（以下「決定方針」という。）の概要は以下のとおりであります。

また、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容は、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会もその答申を最大限に尊重していることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

【基本方針】

取締役及び執行役員の報酬等は、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、業績及び企業価値の向上と連動した報酬体系であるとともに、優秀な人材の確保・維持に相応しい水準・構成とすること、また、個々の報酬の決定に際しては、各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

【報酬の構成】

- ・取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期的な業績に連動する報酬としての「業績連動賞与」により構成されており、その割合は12：1を基本としております。また、基本報酬、業績連動賞与とは別に、非金銭報酬である「株式報酬」として当社の株式又は新株予約権を支給する場合があります。
- ・社外取締役は、固定報酬である「基本報酬」のみ支給しております。

【報酬の額又はその算定方法】

- ・「基本報酬」の額は、株主総会で決議された報酬等総額の範囲内において、各取締役の役位、職責、管掌範囲、在籍年数、当社の経営環境、世間一般及びベンチマーク企業の役員報酬水準等を総合的に勘案のうえ、その支給額を決定します。
- ・「業績連動賞与」の額は、原則として基本報酬の12分の1の額をその基準額とし、最終的な支給金額は、所定の支給額算出式（各事業年度において定める当社の連結当期純利益の目標額の達成状況に応じた支給率と基準額を乗じた金額）をもって決定します。
- ・「株式報酬」として当社の株式又は新株予約権を支給する場合には、取締役の役位、職責、管掌範囲、在籍年数、当社の経営環境等を総合的に勘案のうえ、当社の株主総会及び取締役会の承認によりその支給する株式数等を決定します。

【業績連動報酬に係る指標及び当該指標を選択した理由】

業績連動報酬は、取締役の報酬及び業績との連動をより明確にし、業績向上へのインセンティブを高める観点から、当該事業年度の連結当期純利益を連動指標としております。

【報酬等の支給時期】

- ・「基本報酬」は、毎月当社所定の期日に支給します。
- ・「業績連動賞与」は、年度業績が確定し、その支給金額が確定した後、当社所定の期日に支給します。
- ・「株式報酬」を支給することとなった場合には、株主総会及び取締役会にて、支給する株式数及び支給時期について別途決定します。

【報酬の決定方法に関する事項】

- ・取締役及び執行役員の個別の報酬等の額は、指名報酬委員会にて報酬案を策定し、同委員会での審議を行い、同委員会からの答申の内容を最大限尊重して、取締役会の決議をもって決定することとしております。
- ・監査役の報酬額については、それぞれの職責に応じた報酬額を監査役の協議により決定しております。
- ・なお、指名報酬委員会は、取締役会の諮問機関として社外取締役2名を含む3名で構成されており（その委員長は社外取締役としております。）、当社及び当社子会社の取締役、執行役員の指名、報酬等に関する事項を諮問することで、かかる指名・報酬等の決定プロセスの客観性、説明責任の強化を図っております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・取締役の報酬限度額は、2004年3月26日開催の第11回定時株主総会において、年額800百万円以内と決議しております。なお、当該決議に係る取締役は6名(うち社外取締役は0名)となります。
- ・監査役の報酬限度額は、2004年3月26日開催の第11回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議しております。なお、当該決議に係る監査役は1名(うち社外監査役は0名)となります。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	対象となる役員の員数(人)	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	9 (3)	224 (27)	214 (27)	10 (一)	— (一)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	30 (15)	30 (15)	— (一)	— (一)
合計 (うち社外役員)	13 (6)	255 (43)	245 (43)	10 (一)	— (一)

- (注) 1. 当事業年度末時点の取締役は8名(うち社外取締役は3名)、監査役は4名(うち社外監査役は3名)であります。上記の支給員数と相違しておりますのは、2024年5月31日に退任した取締役1名が含まれているためであります。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は、連結当期純利益であり、上記に記載した業績連動報酬等の金額は、当事業年度の連結当期純利益の額(3,515百万円)に基づき所定の支給額算出式により算定し、引き当てた金額であります。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係

区分	氏名	他の法人等の重要な兼職の状況	当該兼職先との関係
社外取締役	遠藤 和宏	公智法律事務所 代表パートナー弁護士 株式会社ノース・リバー 監査役 株式会社ジャパン・カレント 監査役 藤田医科大学客員教授 株式会社Art Republic 監査役 エンジン01文化戦略会議 監査役 株式会社秋元康事務所監査役	特別な関係はありません。
	長谷川 仁	株式会社ソニー・クリエイティブプロダクツ シニアアドバイザー 株式会社TBSテレビ アドバイザー	特別な関係はありません。
		株式会社ゾフ 取締役	当社は、同社の完全親会社となります。
社外監査役	御簾納 美紀	アメリカン・エキスプレス・インターナショナル,Inc. 加盟店事業部門 副社長	特別な関係はありません。
	阿部 絵美麻	宮益坂ザ・ファーム法律会計事務所 弁護士 株式会社ノエビアホールディングス 社外取締役 e-Janネットワークス株式会社 社外取締役 B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社 社外取締役 ライフネット生命保険株式会社社外取締役(監査等委員)	特別な関係はありません。
	栗原 章	栗原公認会計士事務所 代表 ベース株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社バリューゴルフ 監査役 有限会社K2コンサルティング 代表取締役	特別な関係はありません。
	小林 康恵	増田パートナーズ法律事務所 パートナー弁護士 一般財団法人日本国土開発未来研究財団 理事 SBIアラプロモ株式会社 監査役	特別な関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況	主な活動状況並びに社外取締役に期待される役割に関する職務の概要
社外取締役	遠藤 和宏	取締役会 26回／26回中	取締役会において、弁護士として経営全般や法務、ガバナンスの専門的見地から適宜意見・提言を行っており、同氏に期待される経営全般について独立した立場から当社のコーポレートガバナンスの強化及び企業価値の向上に寄与いただいております。 また、任意の諮問機関となる指名報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議又は決定するにあたり、独立した客観的な立場から重要な役割を果たしております。
社外取締役	長谷川 仁	取締役会 26回／26回中	取締役会において、経営全般やコンテンツビジネスに係る専門的見地から適宜意見・提言を行っており、同氏に期待される経営全般について独立した立場から当社の商品価値の強化及び企業価値の向上に寄与いただいております。 また、任意の諮問機関となる指名報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議又は決定するにあたり、独立した客観的な立場から重要な役割を果たしております。
社外取締役	御簾納 美紀	取締役会 22回／26回中	取締役会において、経営全般や営業・マーケティングの専門的見地から適宜意見・提言を行っており、同氏に期待される経営全般について独立した立場から当社の営業・マーケティングの強化及び企業価値の向上に寄与いただいております。
社外監査役	阿部 絵美麻	取締役会 22回／22回中 監査役会 12回／12回中	取締役会及び監査役会において、弁護士として法律・ガバナンスに関する専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	栗原 章	取締役会 26回／26回中 監査役会 15回／15回中	取締役会及び監査役会において、公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	小林 康恵	取締役会 26回／26回中 監査役会 15回／15回中	取締役会及び監査役会において、弁護士として企業法務、知的財産権に関する専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 社外監査役の阿部絵美麻氏につきましては、2024年3月1日就任後の状況を記載しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要資料を入手、報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、職務の遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額が適切と判断し会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいざれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分の内容

- 契約の新規の締結に関する業務の停止

3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場に伴う契約の新規締結を除く。）

- 業務改善命令（業務管理体制の改善）

- 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止

3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

③ 処分の理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。当社の内部統制システムの基本方針として2023年3月22日開催の取締役会にて決議した内容は、以下のとおりであります。

1. 当社及びその子会社の取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. Mission、Vision、Valueを定め、当社及びその子会社の取締役及び従業員（以下「役職員」という。）に、これらの浸透を図ります。
 - b. 当社グループは、役職員が法令・定款及び当社グループの理念を遵守した行動をとるために、当社グループに共通して適用されるリスク・コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルを定めており、役職員はこれらを遵守する義務を負う。
 - c. 当社グループの役職員が、コンプライアンスに関する正しい知識を習得し、日常業務におけるコンプライアンス実践に役立てるため、定期的な研修を行い、受講を徹底します。
 - d. 代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を少なくとも四半期に1回開催し、当社グループのコンプライアンスに関する事項の報告を受け、協議を行います。
 - e. 当社に当社グループ共通の内部通報窓口を設置し、組織的又は個人的な関係法令、通達、定款、社内規程等及び社会一般の規範に違反する行為等の相談又は通報を受け、これらの早期発見と是正を図り、当社グループにおけるコンプライアンス経営の強化に努めます。
 - f. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で対応します。
 - g. 当社に内部監査部門を設置し、当社における経営上の内部統制の有効性、業務の効率性や有効性、法令遵守等について内部監査を行い、当該内部監査結果について取締役会及び監査役会に報告します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報（電磁的記録を含む。）を、文書管理規程その他の社内規程に基づいて、適切に保存及び管理します。
 - b. 取締役及び監査役が保存及び管理されている情報の閲覧を要請した場合、速やかにこれを閲覧できるように管理します。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- a. リスクを的確に把握し、リスクの大きさ、発生可能性、発生した場合の影響度等に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にするべく対応を行います。
- b. 代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を少なくとも四半期に1回開催し、当社グループのリスクに関する事項の報告を受け、協議を行います。
- c. 情報セキュリティリスクについて、定期的に管理部門管掌取締役が代表取締役に情報セキュリティの運用状況の報告を行い、その有効性や妥当性について確認します。
- d. リスク・コンプライアンス規程及び災害対策マニュアルに基づき、大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合に備え、危機発生時の対応に関する体制の構築及び運営に努めるとともに、危機発生時は当該規程に基づき、迅速な対応を行うことで損害の拡大防止・被害の最小化を図ります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 毎月1回の定時取締役会の開催のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、活発な意見交換及び機動的な意思決定を行います。
- b. 執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び取締役の業務監督機能と業務執行機能を分離することで、意思決定の迅速化及び業務執行の責任と権限の明確化を図ります。
- c. 取締役会規程、組織規程及び職務権限規程により、役職員の職務分掌と権限を定め、当該規程に基づいて個々の職務執行を行います。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社と各当社子会社（以下「グループ各社」という。）との間で経営管理契約を締結し、当社グループに影響を及ぼす重要事項について迅速な報告を求めます。
- b. グループ各社に対して、取締役と監査役を派遣し、グループ各社の取締役会への出席を通じて、グループ各社の役職員の職務執行状況の確認を行います。
- c. 当社とグループ各社の関係各部署が連携し、両者間で情報共有を図るとともに、グループ各社の事業運営のサポートを行います。
- d. コンプライアンス関係規程（反社会的勢力対応規程、内部通報に関する規程、リスク・コンプライアンス規程など）は当社グループで共通のものとし、当該規程に基づき、グループ各社においても当社と同等のコンプライアンス体制が構築、整備及び運用できるように努めます。
- e. 当社の内部監査部門が、グループ各社に対して直接監査を実施し、その妥当性及び有効性を確認し、当該監査の結果について取締役会及び監査役会に報告します。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役が監査役会の運営事務その他の職務執行につき補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役と協議のうえ、専任又は兼任の監査役を補助する使用人（以下「監査役スタッフ」という。）を置きます。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 監査役スタッフの人事異動及び人事考課については、常勤監査役の意見を聴取したうえ、これを尊重して行います。
- 監査役スタッフの懲戒については、監査役会の同意を得てこれを行います。

8. 監査役を補助する使用人に対する監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

- 監査役からその職務の執行に当たり、監査役スタッフに対し指示があった場合、当該監査役スタッフは当該指示については監査役の指揮命令権に従い、取締役の指揮命令は受けないものとします。
- 監査役スタッフが兼任の場合、当該兼務部署の上長及び取締役は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査役の要請に応じて協力を行います。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 取締役は、監査役に対して、その職務の執行状況を取締役会等の重要な会議において定期的に報告するほか、必要に応じて隨時かつ遅滞なく報告します。
- 当社グループの役職員が、監査役からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、遅滞なく報告します。
- 当社グループの役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、監査役に対し、直ちに報告します。
- 当社グループの役職員から監査役に対して直接報告等を行うことができる内部通報窓口を設置し、これを周知徹底します。

10. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループに共通して適用される内部通報に関する規程において、内部通報制度を利用し通報した通報者に対して報復行為をしてはならない旨を規定し、当社グループの役職員に対して、当該規定内容を周知徹底します。

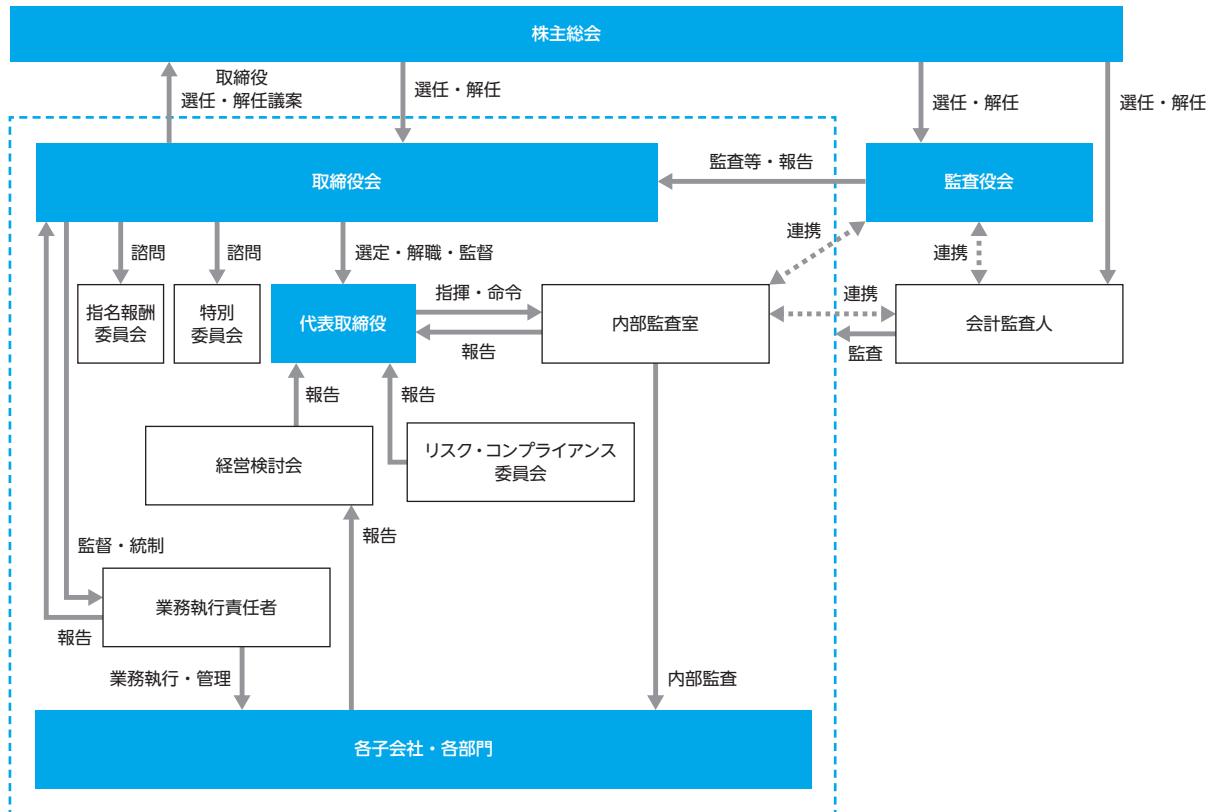
11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払います。

12. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 代表取締役は、監査役と原則年1回、経営方針、当社グループを取り巻く重大なリスクや対処すべき課題、内部統制システムの整備及び運用状況等について意見交換を行います。
- b. 監査役は、定期的に会計監査人や当社の内部監査部門と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行います。
- c. 監査役は、当社の内部監査部門と内部監査計画について事前協議を行います。また、監査役は、当社の内部監査部門又はグループ会社の内部監査部門から内部監査結果等の報告を定期的に受け、必要に応じて当社の内部監査部門又はグループ会社の内部監査部門に調査を求め、又は指示等を行うことができます。
- d. 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用することができます。
- e. 常勤監査役は、リスク・コンプライアンス委員会など当社の重要な会議に出席するとともに、定期的に当社管理部門管掌取締役から当社グループのコンプライアンス体制の整備及び運用状況等について報告を受けます。
- f. 当社の内部監査部門の人事異動、人事考課及び懲戒については、監査役会の意見を聴取したうえ、これを尊重して行います。

当社グループにおける、コーポレート・ガバナンス体制の概要図は次のとおりであります。



(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行について

- ・取締役会は、「取締役会規程」その他社内規程に従い、当社の経営に関する方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授權された事項のほか、法令及び定款に定められた事項を決議し、また報告を受けております。
- ・当事業年度においては、毎月の定例取締役会を12回、また、臨時取締役会を14回の合計26回開催しております。
- ・定例の経営検討会を原則毎週1回開催することとしており、「経営検討会規程」及び「職務权限規程」に基づいて業務執行に関わる重要事項の審議を行っております。
- ・コンプライアンスへの理解を深め、「コンプライアンス・マニュアル」を遵守した健全な職務遂行を行う環境を整備するため、年1回当社グループの役職員に対して、個人情報保護、情報セキュリティ、反社会的勢力排除、インサイダー取引、ハラスメント等に関する各種コンプライアンス研修を実施しております。

②リスク管理体制について

- ・「リスク・コンプライアンス規程」を整備し、当社グループのリスクの把握と適切な対応及び全社的なコンプライアンス体制の強化・推進を図っており、リスク及び事故・災害等管理体制並びにリスク報告ルート・緊急時対応体制を構築しております。
- ・リスク・コンプライアンス委員会を四半期毎に年4回開催し、リスク・コンプライアンス管理の全社的推進とリスク・コンプライアンス管理に必要な情報の共有を実施しております。
- ・「関係会社管理規程」を整備し、グループ会社に対する管理を明確にするとともに、当該規程及び「取締役会規程」に基づき子会社の経営方針、経営管理及び事業運営に関する重要な事項等については、当社取締役会での決議又は報告を行っております。
- ・「内部通報に関する規程」を整備し、法令等違反行為等に関する社内の相談・通報窓口として、監査役へ直接相談、通報できる内容を周知しております。また、当該規程において、通報者及び相談者に対して不利益な取り扱いを行うことを禁ずる旨を規定し、周知しております。

③内部監査の実施について

- ・当社における内部監査部門として、代表取締役直轄の内部監査室及びシステム監査室を設置しております。
- ・内部監査部門は、内部監査計画に従い内部監査を実施し、その監査結果を代表取締役社長に報告した上、取締役会及び監査役会へ報告しております。また、改善が必要な事項についてはフォローアップ監査を実施することにより監査の実効性を確保しております。

④監査役の職務の執行について

- ・監査役は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めています。
- ・監査役は、取締役会の他、経営検討会、リスク・コンプライアンス委員会等、当社の重要な会議に出席し、必要な報告を受けています。
- ・監査役は、代表取締役と年1回意見交換を行っており、監査上の重要課題等について意思疎通を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当該「基本方針」及び「買収防衛策」については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策として位置づけ、経営基盤の強化並びに堅固な財務体質の構築を目指しております。

剰余金の配当に関しましては、長期的な視野に立ち、安定的かつ継続的な配当を行っていくことを基本方針とし、各決算期の業績や配当性向、経営環境等を総合的に判断し決定いたします。また、内部留保につきましては、将来の営業範囲の拡大、事業展開に向けた設備投資等、企業の成長に必要な資金需要に備えつつ、余剰資金につきましては、各種リスクと収益のバランスを勘案し効率的な運用を検討しながら、株主価値向上に努めてまいります。

この方針に基づき、当事業年度の配当金につきましては、1株当たり40円20銭を検討させていただいております。

-
- (注) 1. 本文中に特別な記載がない限り、本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額																														
資産の部			負債の部																														
流動資産	27,948	流動負債	11,374																														
現金及び預金	20,045	買掛金	888																														
売掛金	1,047	短期借入金	2,900																														
商品	3,799	リース債務	115																														
預け金	2,587	未払金	2,831																														
その他	468	未払費用	199																														
固定資産	6,893	未払法人税等	1,345																														
有形固定資産	2,726	賞与引当金	981																														
建物及び構築物	1,362	契約負債	1,240																														
工具、器具及び備品	983	預り金	113																														
リース資産	366	その他	758																														
建設仮勘定	13	固定負債	409																														
無形固定資産	702	リース債務	313																														
ソフトウェア	678	預り保証金	81																														
その他	24	その他	13																														
投資その他の資産	3,464	負債合計	11,783																														
関係会社出資金	27	純資産の部																															
敷金及び保証金	2,256	繰延税金資産	1,139	株主資本	22,939	その他	52	資本金	220	貸倒引当金	△11	資本剰余金	10,240	資産合計	34,842	利益剰余金	12,479	(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。		その他の包括利益累計額	118			為替換算調整勘定	118			純資産合計	23,058			負債・純資産合計	34,842
繰延税金資産	1,139	株主資本	22,939																														
その他	52	資本金	220																														
貸倒引当金	△11	資本剰余金	10,240																														
資産合計	34,842	利益剰余金	12,479																														
(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。		その他の包括利益累計額	118																														
		為替換算調整勘定	118																														
		純資産合計	23,058																														
		負債・純資産合計	34,842																														

連結損益計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	44,845
売上原価	11,138
売上総利益	33,707
販売費及び一般管理費	28,695
営業利益	5,012
営業外収益	
受取利息	0
その他	5
	6
営業外費用	
支払利息	33
為替差損	95
その他	10
	140
経常利益	4,878
特別利益	
固定資産売却益	16
関係会社出資金売却益	17
店舗移転補償金	49
その他	14
	97
特別損失	
固定資産除却損	69
減損損失	92
その他	2
	164
税金等調整前当期純利益	4,811
法人税、住民税及び事業税	1,644
法人税等調整額	△348
当期純利益	3,515
親会社株主に帰属する当期純利益	3,515

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	220	150	9,862	△3,975	6,257
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△896	－	△896
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	3,515	－	3,515
自己株式の処分	－	10,090	－	3,975	14,065
連結範囲の変動	－	－	△1	－	△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	10,090	2,617	3,975	16,682
当期末残高	220	10,240	12,479	－	22,939

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	116	116	6,374
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	△896
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	3,515
自己株式の処分	－	－	14,065
連結範囲の変動	－	－	△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	1	1
当期変動額合計	1	1	16,684
当期末残高	118	118	23,058

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数
主要な連結子会社の名称

3社
株式会社ゾフ
INTERMESTIC HONG KONG LIMITED
INTERMESTIC SINGAPORE PTE. LTD.

前連結会計年度において、非連結子会社であったINTERMESTIC SINGAPORE PTE. LTD.は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。ZOFF I SINGAPORE PTE.LTD.は株式を売却したことにより、連結の範囲から除外しております。また、連結子会社であった佐芙（上海）商貿有限公司は、清算結了により連結の範囲から除外しております。

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称
連結の範囲から除いた理由

ZOFF MALAYSIA SDN.BHD.
非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

- (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

非連結子会社の名称
持分法を適用しない理由

ZOFF MALAYSIA SDN.BHD.
持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

商品

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

建物及び構築物 5～50年

工具、器具及び備品 4～20年

店舗資産は経済的使用可能期間を勘案した期間を耐用年数としております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業内容はメガネ小売であり、商品の販売については、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。また、商品の販売に保証サービスを併せて提供する場合は、当該保証サービスを別個の履行義務として識別し、当該履行義務が保証期間において充足されることから、当該期間の経過に応じて収益を認識しております。また、EC販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内における出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約について繰延ヘッジ処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　為替予約

ヘッジ対象　外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

将来の為替変動によるリスク回避を目的として利用しており、リスクヘッジ目的以外の取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始日から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 商品の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品評価損 $\triangle 19$ 百万円

(注)商品評価損は洗替え法による戻入額相殺後の額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

商品の評価についての判断にあたり、過去実績及び将来の在庫消化予測に基づく棚卸資産評価を実施しており、商品カテゴリ別に在庫年齢単位で分類されたグループ毎の在庫消化見込額を算定しております。

当連結会計年度における商品の取得原価からの簿価の切下額は26百万円であります。

② 主要な仮定

在庫消化見込額の算定においては、直近の販売実績や今後の需要予測に照らした販売可能性を主要な仮定としております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の在庫消化額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、商品の簿価の切下額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

建物及び構築物	60百万円
工具、器具及び備品	9百万円
その他	23百万円
減損損失	92百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、原則として、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグループングを行っております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。

② 主要な仮定

減損損失の認識及び測定において使用する将来キャッシュ・フローは、取締役会において承認された事業計画を基礎として行われ、見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、売上高、売上総利益率、人件費、家賃等の販売費及び一般管理費になります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	5,348百万円
2. 当座貸越契約	
当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。	
この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。	
当座貸越極度額	4,650百万円
借入実行残高	2,900百万円
差引未実行残高	1,750百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
日本	店舗設備	建物他	92
	合計		92

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

減損損失の認識に至った経緯としては、収益性の悪化がみられる店舗等及び退店の意思決定を行った店舗に係る固定資産帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

店舗にかかる減損損失の内訳は、建物及び構築物60百万円、工具、器具及び備品及びその他32百万円であります。なお、回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額のいずれか大きい額により測定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	15,300	30,584,700	—	30,600,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、以下のとおりであります。

株式分割による増加 30,584,700株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	4,590	9,175,410	9,180,000	—

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、以下のとおりであります。

株式分割による増加 9,175,410株

減少数の内訳は、以下のとおりであります。

新規上場に伴う公募による自己株式の処分 9,180,000株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月26日 定時株主総会	普通株式	896	83,700.00	2023年12月31日	2024年3月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,230	40.20	2024年12月31日	2025年3月28日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,271,800株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。また資金調達については、銀行からの借入れ及びファイナンス・リースにより実施しております。デリバティブ取引は、外貨建取引の為替相場変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び預け金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

店舗等の賃貸借契約に基づく敷金及び保証金は、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、その殆どが1年以内の支払期日であります。一部の外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに晒されております。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とする為替予約であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権、敷金及び保証金について、各管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建債権債務の一部については、為替の変動リスクに対して為替予約を利用してヘッジしており、通貨別に為替の変動リスクを把握し、そのリスクの程度に応じて隨時決済方法を検討し、実施しております。

デリバティブ取引の執行、管理については、取引の基本方針や範囲、運用管理体制等を定めた社内規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
敷金及び保証金	2,256	2,218	△38
資産計	2,256	2,218	△38
リース債務(流動負債及び固定負債)	429	421	△8
負債計	429	421	△8

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「預け金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「契約負債」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2. 「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

3. 市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社出資金	27

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	2,218	—	2,218
資産計	—	2,218	—	2,218
リース債務(流動負債及び固定負債)	—	421	—	421
負債計	—	421	—	421

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に見積りした敷金の償還予定時期に基づき、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務(流動負債及び固定負債)

元利金の合計額を、同様の新規リース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	国内事業	海外事業	
小売	43,962	0	43,962
卸売	—	693	693
その他	14	174	189
顧客との契約から生じる収益	43,977	868	44,845
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	43,977	868	44,845

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	737
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,047
契約負債（期首残高）	1,081
契約負債（期末残高）	1,240

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表において「売掛金」に含めております。

契約負債は、主に顧客に引渡した時点で収益を認識するメガネ販売等の契約において、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は顧客に商品を引渡すことにより履行義務は充足され、履行義務充足時に収益へと振替えられます。契約負債の期首残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

また、過去の期間に充足した履行義務又は部分的に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1) 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	753円55銭
2. 1株当たり当期純利益	151円31銭

(注) 当社は2024年4月23日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(その他の注記)

(金額の表示単位の変更)

当社の連結計算書類に掲記される科目その他の事項の金額は、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

(企業結合等関係)

事業分離

(子会社株式の譲渡)

(1) 事業分離の概要

- ① 分離先企業の名称

Omni Beauty Retailing Limited

- ② 分離した連結子会社の名称及び事業の内容

名称 : ZOFF I SINGAPORE PTE.LTD.

事業の内容 : 眼鏡の販売

- ③ 事業分離を行った主な理由

譲渡先であるOmni Beauty Retailing Limitedは、当社フランチャイズ契約先として香港でも「Zoff」事業を展開しております。そして、同社のネットワークや展開力を鑑み、シンガポールにおいても同社にフランチャイジーとして店舗展開を任せることが、「Zoff」事業の成長をより加速させることになると判断し、譲渡を決定いたしました。

- ④ 事業分離日

2024年1月2日(みなし譲渡日 : 2024年1月1日)

- ⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

- ① 移転損益の金額

関係会社出資金売却益 17百万円

(注) 株式譲渡契約で規定された最終の譲渡価格調整が完了し、当該価格調整を反映した後の金額であります。

- ② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 192百万円

固定資産 43百万円

資産合計 235百万円

流動負債 458百万円

負債合計 458百万円

- ③ 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき処理を行っております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント
　　海外事業

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額
　　当連結会計年度の期首をみなし譲渡日として事業分離を行っており、当連結会計年度の連結損益計算書に分離した事業に係る損益は含まれておりません。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額																																						
資産の部																																									
流動資産	22,237	負債の部																																							
現金及び預金	17,981	流動負債	5,674																																						
売掛金	2,338	買掛金	813																																						
商品	1,550	短期借入金	2,100																																						
前払費用	212	リース債務	1																																						
関係会社短期貸付金	50	未払金	1,035																																						
その他	103	未払費用	17																																						
固定資産	6,972	未払法人税等	1,061																																						
有形固定資産	93	賞与引当金	106																																						
建物	74	役員賞与引当金	12																																						
工具、器具及び備品	12	預り金	17																																						
リース資産	7	その他	508																																						
無形固定資産	599	固定負債	35																																						
商標権	22	預り保証金	15																																						
ソフトウエア	575	リース債務	6																																						
その他	0	その他	13																																						
投資その他の資産	6,279	負債合計	5,709																																						
関係会社株式	240	純資産の部																																							
関係会社出資金	39	関係会社長期貸付金	5,734	株主資本	23,500	敷金及び保証金	216	資本金	220	繰延税金資産	231	資本剰余金	10,240	その他	31	資本準備金	150	貸倒引当金	△213	その他資本剰余金	10,090	資産合計	29,209	利益剰余金	13,039	(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。		その他利益剰余金	13,039			繰越利益剰余金	13,039			純資産合計	23,500			負債・純資産合計	29,209
関係会社長期貸付金	5,734	株主資本	23,500																																						
敷金及び保証金	216	資本金	220																																						
繰延税金資産	231	資本剰余金	10,240																																						
その他	31	資本準備金	150																																						
貸倒引当金	△213	その他資本剰余金	10,090																																						
資産合計	29,209	利益剰余金	13,039																																						
(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。		その他利益剰余金	13,039																																						
		繰越利益剰余金	13,039																																						
		純資産合計	23,500																																						
		負債・純資産合計	29,209																																						

損益計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	18,461
売上原価	7,053
売上総利益	11,407
販売費及び一般管理費	6,153
営業利益	5,254
営業外収益	
受取利息	28
受取業務委託料	220
その他	0
	249
営業外費用	
支払利息	24
為替差損	88
その他	0
	112
経常利益	5,391
特別利益	
関係会社出資金売却益	25
特別損失	
関係会社出資金評価損	18
貸倒引当金繰入額	213
その他	0
	232
税引前当期純利益	5,185
法人税、住民税及び事業税	1,344
法人税等調整額	233
当期純利益	3,607

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本			
	資本剰余金			
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	
当期首残高	220	150	—	150
当期変動額				
剩余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	10,090	10,090
当期変動額合計	—	—	10,090	10,090
当期末残高	220	150	10,090	10,240

	株主資本				純資産合計	
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	10,329	10,329	△3,975	6,723	6,723	
当期変動額						
剩余金の配当	△896	△896	—	△896	△896	
当期純利益	3,607	3,607	—	3,607	3,607	
自己株式の処分	—	—	3,975	14,065	14,065	
当期変動額合計	2,710	2,710	3,975	16,776	16,776	
当期末残高	13,039	13,039	—	23,500	23,500	

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

その他有価証券

市場価格のない株式等

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

建物 5～50年

工具、器具及び備品 4～20年

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社はフランチャイズ本部として主にグループ戦略の立案、ブランド管理及び商品の卸売を行っております。ブランド管理業務は、契約期間にわたり知的財産にアクセスできる権利を付与することで、ブランドの使用を許諾する義務を負っております。当該履行義務はフランチャイズ加盟店がブランドを使用し収益を計上するにつれて充足されることから、当該フランチャイズ加盟店の売上高に一定の料率を乗じた金額を収益として認識しております。

商品の卸売については、顧客に商品等を引き渡した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し履行義務が充足されることから、当該商品の引き渡し時点で収益を認識しております。なお、卸売のうち一部の取引については、第三者による財又はサービスの提供の手配を行う代理人としての業務を行っており、第三者から顧客へ財又はサービスが提供された時に完了し、顧客から受け取る対価の額から当該第三者に支払う額を控除した手数料の金額を収益として認識しております。

また、当該商品の卸売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内の販売において、出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約について繰延ヘッジ処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　為替予約

ヘッジ対象　外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

将来の為替変動によるリスク回避を目的として利用しており、リスクヘッジ目的以外の取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始日から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 商品の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品評価損	△6百万円
-------	-------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）1. 商品の評価」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(資産)

関係会社株式	240百万円
--------	--------

関係会社出資金	39百万円
---------	-------

関係会社短期貸付金	50百万円
-----------	-------

関係会社長期貸付金	5,734百万円
-----------	----------

貸倒引当金	△213百万円
-------	---------

(特別損失)

関係会社出資金評価損	18百万円
------------	-------

貸倒引当金繰入額	213百万円
----------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の保有する関係会社株式及び関係会社出資金は市場価格のない株式及び出資金であり、財政状態の悪化により超過収益力を含む実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は損失として計上しております。

また、関係会社に対する債権については、事業計画、実際の財政状態を勘案し回収可能性を判断し、回収不能と見込んだ金額を貸倒引当金として計上しております。

なお、翌事業年度の関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合には、関係会社株式及び関係会社出資金に対し追加の損失計上が必要となる可能性があり、貸倒引当金については、追加引当又は取崩が必要となる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 314百万円
2. 当座貸越契約
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。
この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。
- | | |
|---------|----------|
| 当座貸越極度額 | 3,550百万円 |
| 借入実行残高 | 2,100百万円 |
| 差引未実行残高 | 1,450百万円 |
3. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
 ① 短期金銭債権 2,393百万円
 ② 短期金銭債務 210百万円
 なお、区分掲記したものについては除いております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業収益	18,446百万円
営業費用	431百万円
営業取引以外の取引	248百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	4,590	9,175,410	9,180,000	—

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、以下のとおりであります。

株式分割による増加 9,175,410株

減少数の内訳は、以下のとおりであります。

新規上場に伴う公募による自己株式の処分 9,180,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税否認額	70百万円
棚卸資産評価損	3百万円
減価償却超過額	31百万円
賞与引当金	32百万円
敷金及び保証金	26百万円
貸倒引当金	65百万円
関係会社出資金	143百万円
その他	1百万円
繰延税金資産小計	375百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△143百万円
評価性引当額小計	△143百万円
繰延税金資産合計	231百万円
繰延税金資産純額	231百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所 有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注) 4	科目	期末残高
子会社	株式会社 ゾフ	所有 直接100	商品の供給等 役員の兼任 資金の援助	商品の卸売 (注) 1	11,059	売掛金	2,304
				ロイヤリティ 収入等 (注) 1	7,095		
				資金の貸付 (注) 2	700	関係会社 長期貸付金	5,534
				利息の受取 (注) 2	25		
子会社	INTERMESTIC HONG KONG LIMITED	所有 直接100	商品の供給等 役員の兼任 資金の援助	資金の回収 (注) 2	50	関係会社 短期貸付金 (注) 3	50
				利息の受取 (注) 2	2	関係会社 長期貸付金 (注) 3	200

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 商品の卸売、ロイヤリティ等の受取の取引条件はグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。
2. 資金の貸付条件については、市場金利などを勘案して決定しております。
3. 当事業年度において貸倒引当金総入額213百万円を計上しており、当事業年度末における貸倒引当金残高は213百万円であります。
4. 取引金額に消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	767円98銭
2. 1 株当たり当期純利益	155円28銭

(注) 当社は2024年4月23日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(その他の注記)

(金額の表示単位の変更について)

当社の計算書類に掲記される科目その他の事項の金額は、従来、千円単位で記載しておりましたが、当事業年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

(企業結合等関係)

「連結注記表（その他の注記）（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

■連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月24日

株式会社インターメスティック
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮 崎 哲 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 川 資 樹 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インターメスティックの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インターメスティック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月24日

株式会社インターメスティック
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮 崎 哲 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 川 資 樹 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インターメスティックの2024年1月1日から2024年12月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月25日

株式会社インターメスティック 監査役会

常勤監査役	甲斐秀道	印
常勤監査役 (社外監査役)	阿部絵美麻	印
社外監査役	栗原章	印
社外監査役	小林康恵	印

以上

定時株主総会 会場ご案内図

開催
場所

ザストリングス 表参道
地下1階 イーストスイート
東京都港区北青山三丁目6番8号



交通のご案内

東京メトロ ○銀座線 ○半蔵門線 ○千代田線

表参道駅 B5出口 直結

※車いす、ベビーカーでご来館のお客様は、A1出口のエレベーターをご利用ください。

株式会社インターメスティック

<https://www.zoff.com/>

UD
FONT

見やすく読みまちがえ
ににくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。